

# つくしだより



令和5年2月号

## 精神保健福祉士さんに感謝

都連副会長 本田 道子

日本精神保健福祉士協会という団  
体があります。

この団体の集まりで精神障害者の家  
族として精神保健福祉士について話  
をしてほしい、というご依頼があり  
ました。

私達にとっては大変身近な存在であ  
り、あらゆる場面でお世話になって  
いる方がたです。お断りすることな  
どできません。私本田が個人として  
の思うところを語ることになりました。  
た。

以下はこの時のものです。

初めて家族が病を得て最初の入院、  
となった時、私達家族は混乱の極み  
です。医師、看護師、そして精神保  
健福祉士さんとも面談しているはず、  
ではあるのですがこの時にきちんと  
精神保健福祉士さんである、と認識  
できている家族はたぶん少ないので  
はないか、ということです。

同時にその役割について理解してい  
るか、となるとまことに心細い状態  
と思います。そもそも、病院にソー  
シャルワーカーという職種があるこ  
とさえ知らない家族もいるのです。

インテークの時には文書、氏名や立  
場など、説明したものがほしい、と  
お願いしてきました。

自宅に戻り、落ち着いた時にその  
文書を見て病院には「精神保健福祉  
士」という方がいて相談にのっても  
らえる、のだと初めて認識する家族  
も少なくない、現実があるというこ  
とです。

また、この病気で家族が果たす  
役割が大きいことから、家族と一緒  
に、家族に寄り添ってこれからのこ  
とを考え、マネージメントしてゆく  
人であり、頼ってほしい存在である  
こともしっかりとアピールしてほし  
い、とお願いしました。そしてその  
言葉にふさわしい、しっかりと家族  
の方を向いた支援をお願いしたい、  
とも。

また、当事者も家族も地域で生き  
る人です。居住地にある各種のサー  
ビスを十分に使うためには福祉  
士さんたちのネットワークが頼み  
なので、日頃の関係作りもしっかり  
とやってほしい、と希望を伝えまし  
た。

また精神保健福祉士さんの職域は病  
院だけとは限らないので、さまざま

な場面で「精神障がい」や「精神障  
がい者」を地域の皆さまに理解して  
もらうための発信もしてもらいたい、  
とお願ひしております。

私達家族とは違う、専門家としての  
立場からの説明や発言は重みが違  
います。

またその時は団体での会でしたから、  
ぜひ会としても社会全体へ向けての  
「精神障がい」に対する差別、偏  
見をなくしてゆくための活動もして  
いただきたい、とお願ひもしてきま  
した。

今この会では「精神保健福祉士・ソ  
ーシャルワーカー」の将来的な国家資  
格のあり方に関する論点整理もな  
さっております。今以上に専門性  
を生かして社会的な地位があがる  
といいな、と私は思っています。

この病気で障がいは医療だけでは乗  
り越えられません。福祉の力も必要  
なのです。

地域の「障がい福祉課」に保健師と  
精神保健福祉士の方々の配置を強く  
望みたい、ものです。



地域福祉権利擁護事業の推進について（抜粋）

令和4年12月1日 東京都社会福祉協議会

都連副会長 齋田 英夫

地域福祉権利擁護事業は、本人と実施社協等との契約に基づき、専門員が本人の意思をふまえて本人とともに作成した「支援計画」という合意に基づいて、本人の力を生かした支援に、地域住民の立場で携わる生活支援人とともに取り組む事業です。

「障害者の権利に関する条約 対日審査をふまえた総括所見」では、わが国の法制度が医学的モデルから脱しきれず、支援員も条約で定められた権利に対する認識が不足していると厳しく指摘しました。

この中の「全ての障害者が必要とする支援のレベルや形態にかかわらず、障害者の自律性、意思、好みを尊重する『支援付き意思決定のメカニズム』の確立」等が指摘されています。また、認知高齢者への支援においても「共生」と「予防」を両輪としてすすめていくことが求められています。

この権利擁護事業は、関係機関からは「金銭管理のための事業」と理解されがちですが、人との関わりや福祉サービス利用援助を通じて生活基盤を取り戻す「権利擁護支援の入口の意義」を伝えるとともに、生活支援員が活躍する姿を広報誌や動画で発信

していくなど、地域共生社会の実現も見据えての広報の強化が望まれています。

全社協地域福祉推進委員会の今後の権利擁護体制のあり方に関する検討委員会では、令和4年2月15日に「日常生活自立支援事業の今後の展開について」を公表しました。そこでは、この事業は成年後見制度と並ぶ権利擁護支援のための重要な制度の一つである、一方今後さらなる需要の高まりが予測される、他制度との連携・役割分担等様々な課題が顕在化してきている、そのことで検討委員会は以下の点を提言しています。

（１）本事業の役割の明確化と実施要領への位置付け。本事業が単なる「金銭管理」を行う事業と理解されているふしがある中で、今後、権利擁護支援の重要な制度の一つとして成年後見制度等とも連携して支援の充実を図っていく。特に、意思決定支援の役割をより明確に打ち出す。

（２）「福祉サービス利用援助」のあり方。実際の支援では、幅広く日常生活に必要なサービスの利用や相談支援を行ったり、本人が適切な情報を得て意思決定するための支援を行っている。しかし、様々な制度の成立の為、この制度の意義や役割が不鮮明になって来たので、本事業の果たしている意思決定支援の役割をより積極的に打ち出

すなど、福祉サービス利用援助の意義や、求められている役割を明確化することが必要である。主な提言は以上です。

提言（１）の成年後見制度利用促進と連携した事業については、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行を検討するきっかけである①判断能力が著しく低下②入院や入所などの契約が必要となったため③本事業の範囲を超える法律行為が必要となったため、以上の外に、親族や知人による財産侵害から守るためなどがあります。これらは判断能力の低下に限らず、複合化した課題が生じたこともきっかけの一つになっています。そして、本事業から成年後見制度への移行に際しての課題としては、報酬が高くて払えない等の理由が挙げられます。また、利用を希望しない理由としては、「金銭面での負担が大」「財産を管理される抵抗感」等です。

令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、「重層的支援事業体制整備」が新たに位置づけられました。同事業は、多機関協議により、つながり続けることをめざすアプローチを通じた「断らない相談支援Ⅱ誰一人取り残さない」「参加支援Ⅱ誰でも貢献できる」「地域作りに向けた支援Ⅱ持続可能な地域社会」の3機能を位置づけています。

全国社会福祉協議会「運営適正化委員会事業の

あり方に関する検討会」に参加して

都連副会長 植松 和光

昨年12月12日(月)に全社協議室において標記の検討会があり、福祉サービスを利用する者の立場から参加させて頂きました。私の他には、県の社会福祉協議会の事務局の方と福祉サービスを提供する方でした。

私の説明事例は、福祉施設を利用していらっしゃるご家族の苦情相談を受けての、事業者側の問題点と苦情を受ける側のあいまいな態度、いわゆるたらい回し等についてでした。

家族会の会員の当事者が、多摩地区のある市の社会福祉法人が経営しているグループホームでの出来事です。入居からわずか2週間で、隣の居住者とトラブルを起こし措置入院になってしまったことです。

入居当初は服薬もでき問題もなかったのですが、ある日から怠薬が始まりみるみる調子が悪くなっていったようです。しかし、施設の職員はこの状況をしりながら、放置し二週間何ら手立てを打たなかったのです。家族としては、どうしてこのような状況になったのか施設側に何回も説明を求めてきましたが、担当者が次から次と変わり、誠実な対応をして貰えなかったとのことで強く不信感を持たれました。このグループホ

ームは交流室がなく世話人も常駐しておらず利用者と緊密な対応がとれていませんでした、職員と連絡が取れるのは平日9時から午後5時までのみ。土、日、祝日は職員の勤務はなし、にも拘わらず緊急時の連絡先も利用者には知らされていませんでした。

施設の説明では服薬管理も行うとしていましたが実際は違ったようです。ご家族としては、このような不適切な対応について相談したいと思い、苦情窓口として最初に電話をしたところが都福祉保健局のグループホーム担当でした。そこでは、うちではないので、福祉サービス適正化委員会にと言われ、ここでも、同じことを言われ、市に連絡するようにと、市は福祉サービスですよと言い、まさにたらいまわしの無責任状態でしたが、最後は、市長に手紙を出し少しずつ動き始めたそうです。また、福祉サービス適正化委員会も、取り上げてくれたとのこと。しかし、この間の家族のご苦労は大変なものだったと思いました。

当事者、家族はグループホームでの自立に向けた生活を期待していたと思います。この気持ちを事業所を経営する方、行政の方が理解し素早い対応を願うと共に苦情窓口を一元化して頂きたいことをお話しさせてもらいました。

足立区精神障害者家族会

「あしなみ会」訪問

都連理事 安藤 万寿代

昨年の11月19日(土)午後、北千住駅で下車致し、「あしなみ会」の例会に参加致しました。「あしなみ会」は1969年5月に創立され、大変歴史のある会です。例会は、会場であるボンサンス・千寿(B型事業所2階)でおこなわれました。(6月の予定がコロナで延期)

本日は先ず、定例会議から始まり、各方面の報告がありました。次に私のお話で、皆様と同じように障がいを持つ息子の話と、息子との関わりと社会参加・社会資源の活用について・親亡き後への準備を語りました。親はいずれは先に行きます。多少の金銭的財産も必要ですが、親と子の楽しかった時間も大切な財産です。楽しかった思い出は生きる力になります、とお話しました。会場から「引きこもりについて」の発言があり、「引きこもり」はそうしたい時期と考えて、親はせつせと出掛けましょうとお話しました。

「あしなみ会」の石川会長さんは以前、東京つくし会の理事をして下さり、現在は社会福祉法人あしなみ理事長をしておられます。とても元気な家族会でした。

このコーナーは、家族会間やつくし会との情報交流の場です。より良い家族会活動のために役立つ場にしたいと思っています。載せたい情報を毎月 20 日までに、つくし会事務所にメール (tsukushikai@chorus.ocn.ne.jp) または FAX (03-3304-1108) までお寄せください。

**【知っ得情報】 東京都障害者休養ホーム事業を知っていますか？**

この制度は、障害者が家族とくつろげる保養施設を指定し、この施設を利用した人の利用料の一部を助成する制度です。利用できる人は、①都内に住所があり ②障害者手帳をもっている ③当事者とその付添者に対して助成するものです。《助成の具体的内容》①助成回数 1 年度に 2 泊まで ②1 泊についての助成額 大人 6490 円 子ども 5770 円 《申請の仕方》①助成の受付締切 利用日の 2 週間前まで ②申込用紙を入手 (福祉事務所又はネットで) ③宿泊施設に予約・チャリティ協会に申込者を送付 ④チャリティ協会から利用券をもらい障害者手帳と一緒に宿舎に提出 《旅館名》亀の井ホテル (旧かんぽの宿) 他 《問い合わせ先》日本チャリティ協会 電話 03-3353-5942 平日 9 時～5 時 〒160-0004 新宿区四谷 1-19 アーバン四谷ビル 4 階

**東京つくし会電話相談室**



移転に伴い、電話番号が  
変わりました！！

東京つくし会の理事 (家族) が交代でさまざまな相談に応じています。

電話 042-457-8979

毎週水曜日 (祝日は休み)

11:00 ~ 16:00

※当相談室は、面談による相談はお受けしていません。

また、相談の内容によって、別途お時間をいただくこともあります。



☆講演会のお知らせ☆  
○「保健センターの家族相談と  
社会資源の利用について」  
日時 3月11日 (土)  
講師 新宿区健康部東新宿保健センター  
青木 敬乃氏 (保健師)、  
新宿区健康部保健予防課  
尾石 武美氏 (保健師)  
会場 新宿区立障害者福祉センター  
主催 新宿フレンズ ☎080-8082-0308

**編集後記**

山の男は雲と友だち 流れる雲に手を振って 山の機嫌を聞いている」という山の唄があります。

山の天気は一瞬にして変わります。この唄が意味することは、山を歩いているとき、常に雲に注意を払いながら、天気の様子を伺っているという事です。

この行為を「観天望気」と言います。読んで字のごとく「空(天)を観察(観)して天気(気)を推測(望)する。」という意味です。例えば、「山に傘雲がかかると雨や風」「朝焼けは雨」「北に向かう雲は雨、南に向かう雲は晴れ」等々たくさんあります。

ところが、この「観天望気」の意味は、もっと広い意味を持っているという事を知りました。つまり、自然現象や生物の行動の様子などから天気の変化を予測する行為という事です。具体的には、「カエルが鳴くと雨」「ツバメが低く飛ぶと雨」「ハチが低く飛ぶと雨」といった生物の行動の変化によって「望気」するという意味を含んでいるという事でした。

「観天望気」は、山を歩く時だけではなく、日常生活にも役に立つと言えましょう。

都連副会長 轡田 英夫

\*前回「色のついた日本画」というのは「色のついた山水画」の誤記入でした。

つくしだよりは赤い羽根共同基金の配分を受けて発行しています。